

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県特定海洋生物資源の採捕の停止等に関する規則	1
◎高知県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	1
◎特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則	2
告 示	
◎告示（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部改正（会計管理課）	4

規 則

高知県特定海洋生物資源の採捕の停止等に関する規則をここに公布する。
 平成30年6月29日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第51号

**高知県特定海洋生物資源の採捕の停止等に関する規則
(趣旨)**

第1条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づき、法第2条第5項に規定する特定海洋生物資源（以下「特定海洋生物資源」という。）をとることを目的とする採捕の停止その他当該特定海洋生物資源の採捕に関し必要な事項を定めるものとする。
 (採捕の停止)

第2条 知事は、特定海洋生物資源の採捕の数量が法第4条第1項の規定による県の計画において知事が定める知事管理量（知事管理量に係る期間別の数量が定められている場合にあつては、当該期間別の数量）若しくは知事管理努力量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、法第10条第2項の規定により当該特定海洋生物資源をとることを目的とする採捕を停止しなければならない旨の公表（以下「公表」という。）をするものとする。

2 前項の規定による公表があつたときは、当該特定海洋生物資源をとることを目的とする採捕を行う者は、当該採捕をしてはならない。

(採捕の停止の期間)

第3条 前条第2項の規定による特定海洋生物資源の採捕をしてはならない期間は、公表の日から当該公表の日が属する管理期間（知事管理量又は知事管理努力量による管理の対象となる期間をいう。）の末日（知事管理量に係る期間別の数量が定められている場合にあつては、当該公表において知事が定める日）までとする。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

~~~~~

高知県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第52号**

**高知県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則**

高知県身体障害者福祉法施行細則（平成5年高知県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別記第5号様式総括表中「両眼失明」を「両眼視力障害」に、「角膜混濁」を「緑内障」に改め、同様式視覚障害の状況及び所見を次のように改める。

視覚障害の状況及び所見

1 視力

|    |      |      |   |   |     |   |    |   |
|----|------|------|---|---|-----|---|----|---|
|    | 裸眼視力 | 矯正視力 |   |   |     |   |    |   |
| 右眼 |      | ×    | D | ○ | cyl | D | Ax | ° |
| 左眼 |      | ×    | D | ○ | cyl | D | Ax | ° |

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (1/4)

①両眼の視野が中心10度以内

|   |   |    |   |    |   |    |   |    |    |         |
|---|---|----|---|----|---|----|---|----|----|---------|
|   | 上 | 内上 | 内 | 内下 | 下 | 外下 | 外 | 外上 | 合計 |         |
| 右 |   |    |   |    |   |    |   |    |    | 度 (≦80) |
| 左 |   |    |   |    |   |    |   |    |    | 度 (≦80) |

②両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)

(2) 中心視野の評価 (1/2)

|   |   |    |   |    |   |    |   |    |    |   |
|---|---|----|---|----|---|----|---|----|----|---|
|   | 上 | 内上 | 内 | 内下 | 下 | 外下 | 外 | 外上 | 合計 |   |
| 右 |   |    |   |    |   |    |   |    | ①  | 度 |
| 左 |   |    |   |    |   |    |   |    | ②  | 度 |

(①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方)

両眼中心視野角度 (1/2) (  × 3 +  ) / 4 =  度

又は

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数

点

(2) 中心視野の評価 (10-2プログラム)

|   |   |           |
|---|---|-----------|
| 右 | ③ | 点 (≧26dB) |
| 左 | ④ | 点 (≧26dB) |

(③と④のうち大きい方) (③と④のうち小さい方)

両眼中心視野視認点数 (  × 3 +  ) / 4 =  点

3 現症

|       |   |   |
|-------|---|---|
|       | 右 | 左 |
| 前眼部   |   |   |
| 中間透光体 |   |   |
| 眼底    |   |   |

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。



特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第53号

特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

特定海洋生物資源の採捕の数量等に関する規則（平成8年高知県規則第120号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則

第3条に次の1号を加える。

(6) くろまぐろをとることを目的とする漁業（漁業法第110条第1項に規定する太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州広域漁業調整委員会又は瀬戸内海広域漁業調整委員会（次条第5項において「広域漁業調整委員会」という。）の承認を受けた沿岸くろまぐろ漁業を含む。）

第4条第6号中「場所」を「場所（くろまぐろの養殖用種苗の採捕にあつては、当該種苗を移送用の仮生け簀等に入れた日及び場所をいう。次条において同じ。）」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 広域漁業調整委員会の承認を受けた第一種特定海洋生物資源の採捕に係る承認番号

第5条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、知事が法第8条第2項の規定による公表をしたときは、法第17条第3項の規定による報告は、当該公表の日から当該公表の日が属する漁獲可能量管理期間（法第4条第1項の規定により知事が定める県の計画において、第一種特定海洋生物資源の漁獲可能量の管理の対象となる期間をいう。）の末日までの間は、当該公表に係る採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から3日以内に別記第1号様式による採捕の数量等の報告書を提出してしなければならない。

3 前項に規定する報告書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（第15条第3項において「信書便」という。）で提出した場合における第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の

計算については、送付に要した日数は、算入しない。  
第6条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 採捕に係る船舶の名称及び漁船登録番号  
別記様式を次のように改める。

**別記**

**第1号様式**（第5条関係）

|                                                     | ※受理    | 年 月 日       |                       |                            |
|-----------------------------------------------------|--------|-------------|-----------------------|----------------------------|
|                                                     | ※処理    | 年 月 日       |                       |                            |
| 高知県知事 様                                             |        | 年 月 日       |                       |                            |
| 住所<br>氏名                                            | ◎      |             |                       |                            |
| 〔 法人にあっては、名称<br>及び代表者の氏名 〕                          |        |             |                       |                            |
| 採捕の数量等の報告書（ 年 月分）                                   |        |             |                       |                            |
| 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定により、採捕の数量等を次のとおり報告します。 |        |             |                       |                            |
| 漁業の種類                                               |        | 第 号         | 船舶の名称及<br>び漁船登録番<br>号 | 丸 KO —<br>丸 KO —<br>丸 KO — |
| 許可番号、免許番号<br>又は承認番号                                 |        | 第<br>第<br>第 | 号<br>号<br>号           |                            |
| 第一種特定海洋生物<br>資源                                     |        | 陸揚げした日      | 採捕の数量<br>(kg)         | 計<br>(kg) 陸揚げ場所            |
| くろま<br>ぐる                                           | 30kg未満 |             |                       |                            |
|                                                     | 30kg以上 |             |                       |                            |
| さんま                                                 |        |             |                       |                            |
| まあじ                                                 |        |             |                       |                            |
| まいわし                                                |        |             |                       |                            |
| まさば及びごまさば                                           |        |             |                       |                            |
| するめいか                                               |        |             |                       |                            |

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。  
2 「許可番号、免許番号又は承認番号」欄は、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び敷網漁業にあっては採捕に係る漁業の許可番号を、定置漁業にあっては採捕に係る漁業権の許可番号を、小型定置漁業にあっては採捕に係る漁業の許可番号又は漁業権の免許番号を、沿岸くろまぐる漁業にあっては広域漁業調整委員会による承認番号を記入してください。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。

第2号様式（第6条関係）

|                                                         |        | ※受理    |            | 年      | 月 | 日 |
|---------------------------------------------------------|--------|--------|------------|--------|---|---|
|                                                         |        | ※処理    |            | 年      | 月 | 日 |
|                                                         |        |        |            | 年      | 月 | 日 |
| 高知県知事 様                                                 |        |        |            |        |   |   |
| 住所<br>組合名                                               |        |        |            |        |   |   |
| 探捕の数量等の報告書（ 年 月分）                                       |        |        |            |        |   |   |
| 高知県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則第6条の規定により、採捕の数量等を次のとおり報告します。 |        |        |            |        |   |   |
| 漁業の種類                                                   |        | 第 号    | 船舶の名称及     | 丸 KO ー |   |   |
| 許可番号、免許番号又は承認番号                                         |        | 第 号    | び漁船登録番     | 丸 KO ー |   |   |
| 第一種特定海洋生物資源                                             |        | 陸揚げした日 | 採捕の数量 (kg) | 計 (kg) |   |   |
| くろまぐる                                                   | 30kg未満 |        |            |        |   |   |
|                                                         | 30kg以上 |        |            |        |   |   |
| さんま                                                     |        |        |            |        |   |   |
| まあじ                                                     |        |        |            |        |   |   |
| まいわし                                                    |        |        |            |        |   |   |
| まさば及びごまさば                                               |        |        |            |        |   |   |
| するめいか                                                   |        |        |            |        |   |   |

注 1 ※印欄は、記入しないでください。  
 2 「許可番号、免許番号又は承認番号」欄は、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び敷網漁業にあっては採捕に係る漁業の許可番号を、定置漁業にあっては採捕に係る漁業権の許可番号を、小型定置漁業にあっては採捕に係る漁業の許可番号又は漁業権の免許番号を、沿岸くろまぐる漁業にあっては広域漁業調整委員会による承認番号を記入してください。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

告 示

高知県告示第560号

平成4年4月高知県告示第208号（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部を次のように改正し、平成30年7月1日から施行する。

平成30年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中

「 高知県水産試験場 | " | "

宇佐代理店 | 」を

「 高知県水産試験場 | " | "  
高知県立須崎総合高等学校 | " | "

宇佐代理店 |  
須崎東支店 | 」に改める。